

「熊本市自治基本条例の一部改正（素案）」に対する パブリックコメントの意見について

1 パブリックコメント結果概要

- (1) 意見募集期間：令和4年（2022年）12月20日（火）～令和5年1月18日（水）
- (2) 提出方法：電子メール・FAX送付・郵送提出
- (3) 意見提出人数：1,476人（うち本市居住者 457人）
- (4) 意見提出件数：1,888件（うち本市居住者からの意見 588件）
 - (内訳) ① 第2条第2号（市民の定義）…1,315件（うち本市居住者からの意見 401件）
 - ② 第27条第2項（地域社会を構成する多様な市民）…153件（うち本市居住者からの意見 63件）
 - ③ 第32条第1項（身近な地域の課題の具体例）…4件（うち本市居住者からの意見 1件）
 - ④ 第32条第2項（多様な文化的背景を踏まえつつ）…203件（うち本市居住者からの意見 52件）
 - ⑤ 第36条の2第1項（「自助」、「共助」の取組の具体例）…12件（うち本市居住者からの意見 4件）
 - ⑥ その他…201件（うち本市居住者からの意見 67件）
- (5) 意見集約状況の公表：2月15日に中間報告として公表（別紙のとおり）

2 特に意見の多かった「外国人に参政権を付与するものではないか」との意見に対する本市の考え

条例一部改正案（素案） 第2条第2号（市民の定義） ※朱字部分を追加

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) （省略）
- (2) 市民 次のいずれかに該当するもの （外国の国籍を有する者を含む。）をいいます。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

※現行の規定においてもアイウのいずれかの要件に該当していれば「市民」であるため、これまでも要件に該当する外国人は当然に「市民」に含まれており、改正案（素案）はそのことを分かりやすく明確化したもの。

- 「参政権」については、法令上に明確な用語の定義はなく、選挙権・被選挙権や憲法改正にかかる国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査のほか、公務員になる資格を含める場合もある。
ここでは、提出意見の趣旨を鑑み、「選挙権」、「住民投票」、「自治基本条例における『市民の権利』」、「外国人が『市政に参画すること』」の4点について本市の考えを整理するもの。

(1) 「選挙権」について

憲法第15条では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とあり、公職選挙法第9条（選挙権）・第10条（被選挙権）においても、要件として「日本国民」であることが規定されている。

よって、現行法において選挙権は「国民」であることが必須要件となっており、本市の条例で「市民」の定義に外国人に関する記載をすることによって影響を与えるものではない。

(2) 「住民投票」について

・住民投票の「請求権」

自治基本条例第 38 条各項において、住民投票の「請求」ができるのは「本市において選挙権を有する者」、「発議」ができる者は「市議会議員」又は「市長」と、いずれも日本人に限られており、自治基本条例で定義する「市民」ではない。

なお、当該規定は地方自治法の基準をあらためて明記したものであり、本市が独自に基準を設けているものではない。

・住民投票の「投票権」

自治基本条例においては、住民投票の投票権の規定はない。住民投票を実施する場合は、「〇〇の住民投票に関する条例」を新たに制定し、投票の実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることとなる。

(3) 自治基本条例における「市民の権利」について

自治基本条例第 5 条で定める「市民の権利」は、同条ただし書において「法令上保有できないものを除きます。」と明記しているとおり、法令で資格者が限定されている権利を、その資格がない者にまで付与するものではない。

(4) 外国人が「市政に参画すること」について

市民が市政に参画するための手法については、「熊本市市民参画と協働の推進条例」第 6 条において、

パブリックコメント

審議会等

アンケート

説明会

ワークショップ

そのほか「市長が別に定める手法」

と規定しており、別に定める手法としては、出前講座やシンポジウム等が挙げられる。

本市ではこれまでも、ワークショップや地域説明会等への参加、パブリックコメントへの意見提出など、これらの市民参画の取組を日本人に限定することなく広く推進してきたところである。